

広島県告示第八百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
松尾団地地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市				郡市・区
沼隈町				町
常石				大字
宮ノ端	堂尾西ノ迫	向山	松尾西平山	字
一三二〇番地先道路敷	二九番	七一〇六番	七六九五番	地番
標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱一号、二号、三号及び四号	標柱番号